「多機能型事業所 Mahalo」　重 要 事 項 説 明 書

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、厚生労働省令に基づいて事業所の概要や提供されるサービスの内容及び契約上ご留意いただきたいことを次のとおり説明します。

1　法人の概要

事業者名称	社会福祉法人はぐくみ会
代表者氏名	理事長　大石美智子
本社所在地 （連絡先）	徳島県板野郡北島町太郎八須字西ノ瀬 48 番地 1 088-698-5585
法人設立年月日	平成 19 年 2 月 21 日

2　事業所の概要

(1)　事業の所在地等

事業所名称	多機能型事業所 Mahalo
サービスの主たる対象者	知的障害者
指定事業所番号	指定生活介護、指定就労継続支援 B 型 3611540950 号（令和 7 年　9 月　1 日指定）
管理者 サービス管理責任者	有井　有里
事業所所在地	徳島県板野郡松茂町中喜来字前原東壱番越 1 番地 10
連絡先 相談担当者名	TEL　088-679-7755　　FAX　088-677-9755
事業所の通常の事業実施地域	板野郡、鳴門市、徳島市
利用定員	指定生活介護　　１０名 指定就労継続支援Ｂ型　　１０名
開設年月日	令和 7 年 9 月 1 日

(2)　事業の目的および運営方針

事業の目的	利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、排せつ、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他便宜を適切かつ効果的に行う。また、就労の機会を提供するとともに、生産活動にその他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うことにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。
運営方針	1 利用者の意向、適正、障害の特性その他事情を踏まえて個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して生活介護または就労継続支援Ｂ型を提供する。 2　事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行う。 3　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。 4　事業所は、地域との結びつきを重視した運営を行う事を旨とし、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。 5　事業者は、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成１８年厚生労働省令第１７号)その他関係法令を遵守し、事業を実施する。

(3)　営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日、事業所が年度ごとに定める土曜日とする。 ただし、国民の祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く
営業時間	午前 8 時００分から午後 5 時００分
サービス提供時間	午前 9 時００分から午後 4 時００分

3　事業所の構造・設備について

(1)　構造

構造	鉄骨造 1F 建
敷地面積	1411.46 ㎡
延床面積	428.22 ㎡

(2)　設備

設備の種類	部屋数	備考
訓練作業室	2 室	生活介護（26.7 ㎡） 就労継続支援 B 型（69.2 ㎡）
事務室	1 室	
相談室	1 室	
トイレ	3 室	UD トイレ含む

静　養　室	2室	
更　衣　室	3室	男女各1室（シャワーブースあり） 職員用1室

4　職員体制等ついて

(1)　各職種の職務の内容

職　種	職　務　内　容
管　理　者	1名　従業者及び業務の一元的管理及び指揮命令 （サービス管理責任者兼務）
サービス管理責任者	1名　・個別支援計画の作成 ・利用の申し込みに係る調整 ・従業者等に対する技術指導等のサービス内容の管理 （管理者兼務）
生活支援員	1名以上　利用者の生活力向上のための支援
職業指導員	1名以上　利用者に職業上の技術を習得してもらうための訓練・指導
看護職員	1名以上　利用者の健康状態を把握し、必要な指導・助言・医療的ケアを行う

(2)　勤務体系

職　種	勤　務　体　系
管　理　者	常勤　8：00～17：00
サービス管理責任者	常勤　8：00～17：00
生活支援員	常勤　8：00～17：00 非常勤　10：00～15：30　10：00～13：00
職業指導員	常勤　8：00～17：00 非常勤　9：00～15：00
看護職員	常勤　8：00～17：00 非常勤　9：00～15：00

5　提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1)　提供するサービスの内容

サービスの種類	サ　ー　ビ　ス　の　内　容
生　活　訓　練	日常生活能力や身体機能の維持向上を図るための支援をします。
食　事　の　提　供	希望により、利用者の身体状況や嗜好に配慮した食事を提供します。
身体等の介護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって、食事・整容・更衣・排泄等の生活全般にわたる援助を行います。
生　産　活　動	清掃作業や軽作業等の生産活動の機会を提供します。 以下の生産活動を行っています。 ① ホテル清掃 ② 保育園清掃、軽作業 ③ 草取り ④ ダンボール回収、梱包作業など
工賃の支払い	上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。
創　作　的　活　動	絵画、造形、製作など創作的活動の機会を提供します。
生　活　相　談	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等把握して、適切な相談・助言・援助等を行います。
健　康　管　理	利用者の投薬管理や疾病予防に努めるとともに、看護師により、健康チェックを行います。また、医療機関との連絡調整や協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
訪　問　支　援	必要に応じて利用者や家族の同意のもと利用者宅を訪問し、適切な相談・助言・援助等を行います。
送迎サービス	自主通所ができない場合、希望により送迎を行います。 ただし、乗降場所や時間等については交通状況と安全性を考慮して決定しますので、ご希望に添えない場合もあります。
余　暇　活　動	レクリエーション等により、余暇活動力の向上を支援します。

(2)　サービス料金

＜提供するサービスの料金とその利用者負担額について＞

提供するサービスについて、別添１の通り厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（１割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）となっています。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

※　障がい福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

６　その他の費用について

内　　容	料　　金
創作的活動に係る材料費	実費相当額
日用品費の実費	実費相当額
食事の提供に係る費用	昼食：１食につき　　550 円 （おやつ代含む） ※食事提供加算該当者は減額あり ※利用日当日の 10 時までに欠席の連絡を頂けない場合は実費を負担していただきます。
施設外支援や実習、施設外での余暇に係る費用	実費相当額
その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者の負担が適当と認められるもの	実費相当額

7　利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額その他の費用の支払い方法について	利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月 15 日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、翌月 25 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)現金支払い (イ)利用者指定口座からの自動振替（毎月 25 日） (ウ)事業者指定口座への振り込み お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。 また、介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

※　利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から 3 月以上遅延し、故意に支払いの督促から 14 日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いただくことがあります。

8　サービスの提供にあたっての留意事項

（1）当施設ご利用に際し、留意いただきたい事項

施設内の利用	施設内の設備等のご利用に際し、利用者の過失による破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。また、他の利用者等に損害を与えた場合は、その賠償をしていただくことがありあます。
外出	個人的な用件での外出が必要な場合は、職員に申し出の上、自己責任において行ってください。(だたし、事故防止の判断や危険な行為が予測される方については、制限させていただく場合があります。)
飲酒・喫煙	飲酒はご遠慮ください。喫煙は、施設内の所定の場所にてお願いします。
宗教・営利・政治活動等	他の利用者に対する布教・営利・政治活動等はご遠慮ください。
貴重品の管理	貴重品の管理については、利用者の責任において管理していただきます。
個別対応	当事業所については、個別対応は出来かねますので、ご承諾の上ご利用ください。

（２）障害福祉サービス受給者証の確認

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など「障害福祉サービス受給者証」の記載内容に変更があった場合は速やかに職員にお知らせください。また、職員が「障害福祉サービス受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いします。

９サービス実施の記録について

（１）サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にその内容をご確認いただきます。内容に間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、個別支援計画、サービス提供ごとの記録は、契約終了日から５年間保存します。

（２）利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。必要に応じて複写物をお渡しすることも可能です。

１０　虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号)」及び「障害者（児）施設における虐待の防止について」(平成 17 年 10 月 20 日障発第 1020001 号厚生労働省社会援護局障害保健福祉部長通知）に準じた取扱いを遵守するとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	有井　有里

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 従業者に対する虐待防止を啓発･普及するための研修を実施しています。

⑤ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等を実施しています。

１１　秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 〇 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 〇 また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 〇 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
②個人情報の保護について	○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。 ○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

１２　緊急時の対応方法について

①サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに救急医療機関または、協力医療機関や主治医などに診療を依頼します。

②前項の他、利用中に利用者の心身の状態が変化した場合は、利用者が指定するものに対し連絡します。

１３　協力医療機関について

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではございません。

医療機関名称	医療法人　緑会　小川病院		
理事長名	小川　哲也		
所在地	徳島県鳴門市撫養町斎田北浜 99 番地		
電話番号	088-686-2322		
診療科	内科、脳神経内科、糖尿病内科、呼吸器内科、消化器内科、腎臓内科、リハビリテーション科	入院設備	あり

14　事故発生時の対応方法について

利用者に対する生活介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村	市町村名	松茂町
	担当部・課名	福祉課
	電話番号	088-699-2111

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名　　あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

保険名　　介護保険・社会福祉事業者総合保険

保障の概要　　対人事故補償、対物事故補償、対人見舞い費用等

15　非常災害時の対策

非常時の対応	別に定める消防計画により対応いたします。

平　時　の　訓　練	別に定める消防計画に則り、避難訓練を年 2 回実施します。
防　災　設　備	・自動火災報知機　　有　　・誘導灯　　有 ・ガス漏れ報知器　　有　　・非常通報装置　　有 ・非常用電源　　有　　・スプリンクラー　　有 ・室内防火栓　　有 ・カーテン等は防炎機能のある物を使用しています。 ・震災に備えての備蓄 （拡声器・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等）
消　防　計　画	消防署への届出日：　令和 7 年 12 月　2 日 防災管理者　　：　有井　有里
保　険　加　入	本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。 保険会社名　　あいおいニッセイ同和損保 保険名　　福祉施設財産包括保険 保障の概要　　特約火災保険

16　苦情解決の体制及び手順

(1)　当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は下記の窓口で受け付けます。

本事業所では地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所に対するご意見などもいただいています。本事業所への苦情や意見は第三者委員に相談することもできます。

種 類	連 絡 先
利 用 相 談 窓 口 苦 情 受 付 窓 口	生活支援員　花田　愛実 電話　　088-679-7755 対応時間　　9：00～16：00
苦 情 解 決 責 任 者	管理者　有井　有里 電話　088-679-7755　　FAX　088-677-9755
第　三　者　委　員	瀬尾　儀一（法人監事）　　山本　恵美（法人監事）

【市町村の窓口】 松 茂 町　　福 祉 課	所 在 地　板野郡松茂町広島字東浦 30 番地 電話番号　088-699-2111 受付時間　月～金曜日（祝日を除く） 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
【県の窓口】 徳島県 障がい福祉課	所 在 地　徳島市万代町 1 丁目 1 番地 電話番号　088-621-2248 受付時間　月～金曜日（祝日を除く） 午前 8 時 30 分～午後 6 時 15 分

16　心身の状況の把握

指定生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

17　連絡調整に対する協力

生活介護事業者は、指定生活介護の利用について市町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

18　他の指定障害福祉サービス事業者等との連携

指定生活介護の提供に当り、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

19　サービス提供の記録

①　指定生活介護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。

②　指定生活介護の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。

③　これらの記録はサービス開始の日から５年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

21　事業所ご利用の際にご留意いただく事項

感染症対策	事業所利用者がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所利用はできません。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。 自己管理のできない利用者につきましては貴重品を事業所に持ち込まないようお願いします。
喫煙	喫煙は決められた時間に決められた場所でお願いいたします。
宗教活動･政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

22　第三者評価の実施状況

実施している	(実施していない)
【実施日：　　年　　月　　日】	【評価機関名：　　】
【結果の開示状況：　　】	

23　サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	年　　月　　日

24　重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年　　月　　日

「多機能型事業所 Mahalo」の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者	所　在　地	徳島県板野郡北島町太郎八須字西ノ瀬 48 番地 1
	法　人　名	社会福祉法人はぐくみ会
	代 表 者 名	理事長　大石美智子
	事 業 所 名	多機能型事業所 Mahalo
	説明者氏名	有井　有里

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定生活介護又は指定就労継続支援 B 型の提供開始に同意しました。

利　用　者	住　所	
	氏　名	

代　理　人	住　所	
	氏　名	

別添１【加算項目】事業所がとっている体制により、下表のとおり料金が加算されます。

加　算　項　目	単　位	利用者負担額	内　容
人員配置体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）(Ⅲ)(Ⅳ)	321～51/日	左記の１割	通常より手厚い人員配置を行っている場合、利用１日につき加算されます。
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）（Ⅱ）(Ⅲ)	150～6/日	左記の１割	(Ⅰ)(Ⅱ)の場合 生活支援員等のうち、有資格者が一定割合以上場合、利用１日につき加算されます。 (Ⅲ)の場合 生活支援員等のうち、勤務形態が常勤のものが 75%、又は勤続年数が３年以上のものが 30%を超える場合、利用１日につき加算されます。
常勤看護職員等配置加算	32/日	左記の１割	看護職員が常勤換算で１人以上配置されている場合に、看護職員の数に応じて、利用１日につき加算されます。
食事提供体制加算	30/日	左記の１割	食事提供体制加算該当者に事業所が食事の提供を行った場合、１日につき加算されます。
重度障害者支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	50～180/日	左記の１割	重度障害者に対する手厚い支援体制が整えられている等の場合、利用１日につき加算されます。
就　労　移　行支援体制加算	42/日	左記の１割	生活介護等を受けた後に就労し、6 月以上就労継続している者がいる場合、定員規模に応じた所定単位数に 6 月以上就労継続している者の数を乗じて得た単位数が１日につき加算されます。
福祉･介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 8.1%		経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること

事業所がとった対応の内容により、下表のとおり料金が加算されます。

加　算　項　目	単　位	利用者負担額	内　容
初　期　加　算	30/日	左記の１割	サービス利用の初期段階（開始から３０日間）において、利用１日につき加算されます。
訪問支援特別加算	187～280/回	左記の１割	継続して利用する利用者が連続して５日間利用しなかったときに、職員が居宅を訪問して相談援助を行った場合に月２回まで加算されます。
欠席時対応加算	94/回	左記の１割	利用者が急病等により利用を中止した場合に、連絡調整や相談援助を行った場合に月４回まで加算されます。
利用者負担上限額管理加算	150/月	左記の１割	利用者の依頼により、利用者の負担上限月額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないように、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合に、１月につき加算されます。